

真庭市移住・定住推進プロモーション業務委託仕様書

1.業務名

真庭市移住・定住推進プロモーション業務（地方創生系番組等作成）

2.業務目的

本業務では関西方面の20代から40代の女性及び真庭市への移住を考えているUIJターン希望者をメインターゲットとして、真庭市の「里山と暮らし」を主軸に、自然の美しさ・豊かさや地域資源の素晴らしさ、人間らしい暮らしのイメージを発信し、移住・定住の促進に繋げることを目的とする。

また、真庭市の認知度の向上を高めることを目的とし、移住・定住だけでなくSNS等を活用した効果的な情報発信、関係人口拡大などにより地域活性化へもつなげる。

3.委託期間

契約締結日から令和8年3月27日までとする。

4.業務委託履行場所

関西圏内

5.業務内容

対象視聴者：関西方面の20代から40代の女性及び真庭市への移住を考えているUIJターン希望者

委託内容：①真庭市の「里山と暮らし」を主軸に、自然の美しさ、豊かさ、地域資源（観光名所、温泉、山登り、果物狩り、スキー、溪流釣り、神社、古墳、喧嘩だんじり等）を広く周知することができ、かつ、その動画の内容が移住に対するバックアップ体制の充実性を含んでいること。

②動画制作に当たっては、出演者を指定しない。

（1）テレビ番組動画作成業務

関西圏のテレビ媒体を使った最適と思われる企画を提案すること。

- ① 放送媒体: 地上波・BS等（動画配信サービス含む）
- ② 放送地域: 関西圏(予算の範囲内)
- ③ 放映後も目的遂行のため発注者が使用可能なものとする。
- ④ すべての制作物が放送基準に準拠していること。
- ⑤ 放送に関して、必要な手続き(放送許可、スポンサー交渉など)を行うこと。
- ⑥ 撮影場所、撮影時間等のスケジュール調整及び撮影許可等の各種手続きは受注者が行うこと。
- ⑦ 出演者及び使用する映像の権利者等に権利処理等の手続きを行い、肖像権等の問題が発生しないようにすること。
- ⑧ 動画内のBGM等の音源素材及び画像の使用に際してはフリー音源など著作権に関する問題が発生しないようにすること。著作権の許諾が必要な場合の処理は受託者が行うこと。
- ⑨ 動画の内容に対応した画像（サムネイル等）の制作を行うこと。

- ⑩ 映像、画像（サムネイル等）の内容について、確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。
- ⑪ 動画の映像時間は予算の範囲内で可能な範囲内とし、最適と思われる話数やその映像時間を提案すること。

（2）真庭市の認知度向上を図るためのPR業務（ショート動画作成）

- ① 動画本数: 1本～
- ② 動画の長さ: 1本あたり3分以内
- ③ 公開場所: テレビ局の公式YouTube、SNS、番組公式サイト等
- ④ 動画のテーマ:
 - ・市町村の魅力（自然・観光地・住環境）
 - ・移住後の生活例（地域住民との交流など「都会」と「里山」との暮らしの対比を表現すること。）
 - ・支援制度の紹介（補助金、サポート体制等）
- ⑤ 制作に当たっては、基本的に新規撮影を原則とする。撮影できない映像については事前に相談すること。）
- ⑥ 観光気分(気軽に楽しく)で視聴できる映像に仕上げること。
- ⑦ 撮影場所、撮影時間等のスケジュール調整及び撮影許可等の各種手続きは受注者が行うこと。
- ⑧ 出演者及び使用する映像の権利者等に権利処理等の手続きを行い、肖像権等の問題が発生しないようにすること。
- ⑨ 動画内のBGM等の音源素材及び画像の使用に際してはフリー音源など著作権に関しての問題が発生しないようにすること。著作権の許諾が必要な場合の処理は受託者が行うこと。
- ⑩ 動画の内容に対応した画像（サムネイル等）の制作を行うこと。
- ⑪ 映像、画像（サムネイル等）の内容について、確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。
- ⑫ 動画の映像時間は予算の範囲内で可能な範囲内とし、最適と思われる話数やその映像時間を提案すること。

（3）その他

本市の認知度向上を図るために効果的な手法があれば提案し、実施すること。経費は全て委託料に含むものとする。

6.納品

- （1）アップロード用データ
- （2）動画データ、画像データ等業務に使用した全データを納めたSDカード1枚又はデータをSNS等に掲載する際に当市で編集可能な状態でも納入すること。
- （3）動画の企画・構成・撮影・編集等の内容をまとめた書類

7.業務委託予算額

業務委託に係る予算額は、7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を限度とする。

※委託業務の実施に必要な実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

8.委託金額の支払い方法

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払い請求書を受理したときから1月以内に支払うものとする。

9.業務に係る注意事項

(1) 協議

市と受注者とは、本業務遂行のための必要な打ち合わせを、契約期間中にオンライン等により月1以上行うものとする。なお、契約締結後ただちに1回目の打ち合わせを行い、その他の打ち合わせ時期については協議の上決定することとする。受注者は打ち合わせごとに協議記録を市へ提出すること。

(2) 守秘義務

- ① 受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ② 受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存、盗難等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 本業務を遂行する上で生じたデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従うものとする。

(3) 検査及び引き渡し

本業務が完了した場合であっても、内容の不備及び不完全部分が発見された時は、受注者の負担と責任で直ちに修正し、再度提出するものとする。

(4) 権利関係

- ① 本業務の履行に係る成果物(印刷物や中間成果等)の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利はすべて市に帰属する。放送権の範囲内の使用は除く。
- ② 成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には当該著作物に係る著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利)については、当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
- ③ 本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。

(5) 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、本業務の一部についてあらかじめ書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10.その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
- (2) 契約後、速やかに市の担当者と打ち合せた上で年間計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (3) 実施案件毎に事前に市と協議し、承諾を得てから事業を進行すること。
- (4) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には速やかに市と協議できる体制を整えること。
- (5) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- (6) 業務実施に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上決定する。